



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

富澤 孝

1. 職務発明制度に関する動き

特許庁は今年7月に、知的財産研究所に「職務発明制度に関する調査研究委員会」を設け、職務発明制度の改正を検討しています。これは、経団連、知財協からの強い要請に基づいています。当該委員会は、知財協委員5名、連合委員1名、労働法学者2名、特許法学者2名、研究活動・研究者に関する研究者2名、弁護士1名の委員で構成されています。弁理士会の委員は、開始当初ゼロでした。古谷会長が特許庁に強く申し入れをした結果、発言権のない（意見書の提出は可）オブザーバーとして、私と濱田執行理事が第2回委員会から出席しています。毎月2回の割合で、急ピッチで進められています。企業側委員の主張は、第1には、発明の帰属を法人帰属とすること、第2には、発明者に対する労働の対価については企業の自由裁量に任せること、第3には、紛争については、通常の労働争議と同様に裁判所に任せること、の3点です。

弁理士会としては、特許委員会で検討を進めていますが、執行役員会として、10月末までに、要望を書面で特許庁に提出する考えです。

基本方針としては、法人帰属を認めたとしても、発明行為は通常の労働行為の範囲を遥かに超えた素晴らしい行為であり、発明行為に対しては、企業は特別の報奨を与えるべきこと、中小企業では発明者に対する処遇が不十分な企業が存在することに鑑みて、企業の自由裁量に任せるべきでないこと、紛争については、発明者に過大な負担のかからない制度を構築すること、の3点を主張したいと考えています。

内閣の知財戦略本部のワーキンググループにおいても、企業側から職務発明制度の改正の要望が検討されています。

今後の動きとしては、2015年の法改正に向けて進行していくと、予想されます。

2. 特許委員会

(1) シフト補正関係審査基準の改正

シフト補正に関する審査基準が、2013年7月1日より改正されています。全体としては、緩やかな方向に

改正されたため、実務においての問題は少ないと思われませんが、次の点は、ご注意ください。最初の拒絶理由通知を受けた後の補正で、第17条の2第4項の要件をクリアした場合でも、37条違反となるケースが考えられます。補正後の請求項が2以上の独立項を含むときには、ご注意ください。

シフト補正に関する審査基準の実務対策のために、特許委員会の中に特別チームを作り、テキストを作成し、全国9支部で9月から順次説明会を開催しています。詳しくは、説明会にご参加ください。

(2) いわゆる付与後異議制度等の法改正について

今年3月の通常国会に提出されるはずであった改正法案は、参議院選挙前の国会の混乱の中で、先送りされました。今後の予定では、来年1月から始まる通常国会に提出される予定です。実際の施行日は、2015年の1月か4月となると予測しています。

改正法案の内容は、閣議決定されるまで、公開されないこととなっており、特許委員会でも、改正条文について把握できていません。シフト補正のときもそうでしたが、改正条文は、事前に弁理士会に開示され、弁理士会としての意見を述べられるようにするのが、正しい方法であると考えています。シフト補正についても、第17条の2第4項の条文の中に、第37条の発明の単一性を持つてくることは、国会に上程された後、弁理士会に初めて知らされたため、結果として、条文についての検討を全くできなかったのです。

(3) 職務発明制度に関する検討

職務発明制度の改正の動きに合わせて、検討を進めています。

(4) 実用新案制度の変革

安倍政権の第三の矢としての成長戦略の目玉は、中小企業のための知財制度の構築にあります。現在のところ、知財関係の法改正は、職務発明制度が主たる改正項目となっていますが、職務発明制度のみでは、中小企業にとっての有力な成長戦略として不足すると考

えます。そのため、より効果的な知財制度関係の提案を必要としているとされています。

それに答えて、古谷会長が今年度新たに設置した知的財産戦略ワーキンググループが、自民党議員に対して、実用新案制度の変革を提言しています。主たる改正内容としては、審査主義に戻すこと、登録要件として進歩性をやめ、新規性と付加価値性（この内容は検討中です。）により権利を与えること等を内容としています。

特許委員会では、その基本方針に沿って、中小企業のための新たな実用新案制度を提言すべく検討を進めています。検討結果については、「パテント」誌に発表することを検討しています。

3. 支援センター・地域調整企画委員会

(1) 9支部の現行制度ができて10年を経過しました。地方の中小企業の知財活動に対する支援を効率化することを目指して、支部の在り方、支援センターの在り方について、総括を行っています。

関東支部、近畿支部、東海支部の3大支部と、その他の6支部とでは、各県産業関係部署や発明協会との力関係が大きく異なっています。そして、それに伴い、中小企業支援の方法も相違しています。支援センターは、前記6支部を支援しています。

中小企業の知財活動支援を考えると、どのような支部の形が、各地域の弁理士の活躍の場を広げることにつながるのか、検討を進めています。

(2) 「知財総合支援窓口」

特許庁の中小企業対策の目玉は、「知財総合支援窓口」です。来年度はさらに予算を増加させることが計画されています。2年半前に始まった「知財総合支援窓口」は、当初は、弁理士料金の把握等を目的としていたため、全面協力することに躊躇がありました。現在は、弁理士の協力を得ての中小企業支援に軸足を移しています。

弁理士会は、発注元である特許庁、発明推進協会等と、「知財総合支援窓口」に関して適宜会合を持ってい

ます。弁理士会は、各県における成功事例と失敗事例を整理して、成功事例に沿って各県で弁理士が今まで以上に協力していけるスキームを検討しています。

(3) 弁理士会費を安くしたことに伴い、支部の予算の上限枠が支部活動のネックとなっていました。今年度に見直しをする予定です。

(4) 7月には、名古屋で支部サミットを行いました。各県の「知財総合支援窓口」の現状等について、有意義な意見交換を行うことができました。

4. ADR 推進機構

(1) 職務発明に関する紛争解決手段として、知的財産仲裁センターを利用することの利便性等について、検討していただいています。発明者にとって、現在の職務発明訴訟は、多大の負担がかかり、益の少ない紛争解決手段であると考えます。ADRを利用して、発明者にとって負担の低減を図れる制度を望んでいます。

(2) 知的財産仲裁センターの利用を高めるため、「継続研修」等で講義を行えるように、検討を進めています。

5. 選挙管理委員会

公正な選挙が行われるように、着々と委員会活動が進められています。

6. 感想

少ない月で8、9回、多い月では、14、5回、東京に行きます。9月に入って、会務活動も佳境に入ってきた感じがします。1年間、副会長としてできることは、わずかなことのようにも思いますが、毎年、毎年役員が、小さな一歩ずつを積み重ねることの大切さを感じています。残された期間を精一杯、古谷会長を助けて弁理士会のために働きたいと思っています。

以上